健生食輸発0618第1号 令和6年6月18日

各検疫所長 殿

健康·生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (ブルキナファソ産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正: 令和6年6月13日付け健生食輸発0613第2号)により通知したところである。 今般、輸入時のモニタリング検査においてブルキナファソ産ごまの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1中、

・国象	製品検査	条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受ける
或	の対象食	, , , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	の方法		ことを命ずる
	品等					具体的理由
ルキ	ごまの種	_	総アフラト	別表2によ	平成23年8月16	総アフラトキ
ファ	子		キシン(ア	ること。	日付け食安発	シンが10μ
			フラトキシ		0816第2号「総ア	g/kgを超えて
			ンB1、B2、G1		フラトキシンの	付着している
			及びG2の総		試験法につい	おそれがある
			和)		て」によること。	ため。
	ルキ	成 の対象食 品等 ルキ ごまの種	成 の対象食 品等 ルキ ごまの種 一	成 の対象食 品等 ルキ ごまの種 — 総アフラト ファ 子 キシン (ア フラトキシ ンB1、B2、G1 及びG2の総	成 の対象食 品等 ルキ ごまの種 — 総アフラト 別表2によ ファ 子 キシン (ア ること。 フラトキシ ンB1、B2、G1 及びG2の総	成 の対象食品等 ルキ ごまの種 一 総アフラト 別表2によ 平成23年8月16 キシン (ア ること。 日付け食安発 フラトキシンの ンB1、B2、G1 及びG2の総 試験法につい

を追加する。